

和歌山県 MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、MCI 高齢者の認知症の予防を図るため、MCI 高齢者、地域住民又は専門職その他の関係者が集まり、自ら策定した認知症予防プログラムに基づくサービスの提供を通じて MCI 高齢者に居場所を設置・提供する事業を実施しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 軽度認知障害 軽度の認知機能の障害（Mild Cognitive Impairment）であつて、認知症に該当しないものをいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第1条の2に規定する精神疾患を除く。
- (3) MCI 高齢者 軽度認知障害を有する高齢者をいう。
- (4) 認知症予防プログラム 認知症の予防を図ることを目的として、当該目的のために提供する保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスの内容、当該サービスを提供する手順その他の認知症の予防のための取組を定めた計画をいう。

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費等)

第3条 この補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）、補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付の額の上限額（以下「補助上限額」という。）等については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助対象者	次の1から3までのいずれにも該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事務所又は事業所を有する法人であること。 2 補助事業を実施する事業所等の所在する市町村の長から、補助事業の実施及び継続について、積極的に関与し、支援することを前提とした推薦を受けた者であること。 3 補助事業に従事する者として、医師、保健師、精神保健福祉士、認知症看護認定看護師、作業療法士その他の認知症予防、認知症の医療や介護のケアに関して専門知識を有する者が1名以上配置（外部講師による確保を含む。）されている者であること。
II 補助事業	次の1及び2のいずれにも該当する事業であること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症予防プログラム（MCI 高齢者を対象とするものに限る。）が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する計画であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) MCI 高齢者が地域において役割を担い、生きがいを持って生活ができるよう、MCI 高齢者の希望に応じ、これまでの経験や残された能力を活かせる計画であること。 (2) 認知症予防に効果があると認められる方法により行われる計画であること。 2 MCI 高齢者の居場所として MCI 高齢者、地域住民又は専門職その他の関係者が集まり、MCI 高齢者と関係者との交流の場を提供するものであること。

Ⅲ 補助対象経費	補助事業の実施に必要な割増賃金・手当（認知症予防プログラムの作成及びこれに基づくサービスの提供により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当に限る。）、報償費、旅費、備品購入費、需用費、使用料及び賃借料その他知事が適当と認める経費
Ⅳ 補助上限額	50万円
Ⅴ 補助金の額の算定方法	補助上限額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を比較して少ない方の額とする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金所要額調書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 市町村長からの推薦書（別記第4号様式）
- (5) 定款・規約等
- (6) 役員名簿（別記第5号様式）
- (7) 事業従事者が認知症予防等に関して専門知識を有する者であることが確認できる経歴書
- (8) 提供する認知症予防プログラムが認知症予防に効果があると認められるものであることが確認できる資料
- (9) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事は、認知症及び認知症予防に関する知識の普及及び啓発を目的として、必要に応じ、事業主体が実施した補助事業の内容に係る情報について、提供を求めるとともにその一部又は全部を公表し、又は使用する場合があること。
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分変更（当該事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 前号の財産は、第9条に定める期間内において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て第4号の財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付すること。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

（変更等の承認）

第6条 前条第2号ア又はイの規定による知事の承認を受けようとするときは、補助事業の内容の変更の場合にあっては変更承認申請書（別記第6号様式）及び変更後の第4条各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定により補助金の変更交付を申請しようとする場合は、変更承認申請書の提出を省略することができる。

2 前条第2号ウの規定による知事の承認を受けようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別

記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書(別記第8号様式)及び変更後の第4条各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金精算額調書(別記第9号様式)
- (2) 事業報告書(別記第10号様式)
- (3) 収支決算書(別記第11号様式)
- (4) 補助対象経費に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (5) 事業実績を証する資料
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(財産の管理等)

第9条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められた減価償却資産の耐用年数の期間(大蔵省令に定めのない財産についてはこれに準ずるものと認められる期間)とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。